

# I . 計画の策定にあたって

## I.1 計画の目的と性質

### (1) 計画の目的

「地域でいきいきと、愛着のある仙北市で暮らしていきたい」という想いは、市民共通の願いです。しかし、障がい者は年齢や、障がいの重さ・種別、生活状況など様々で、一人ひとりが日々の生活の場面で様々な支援ニーズを抱えています。また、支援ニーズは多様化・複雑化しており、国・県、市の障がい者施策は、こうしたニーズに十分対応したものになっているとはいえない状況です。

一方、発達障害者支援法の施行（平成17年度）、障害者自立支援法の施行（平成18年度）、特別支援教育の本格実施（平成19年度）、また平成25年度からは、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）が施行（予定）されるなど、法制度がめまぐるしく変わる中で、そうした法改正に対応した市の障がい者支援の新たな仕組みづくりを行っていくことも重要です。

仙北市としては、障がい者計画・障がい福祉計画は、これまでの障がい者施策の成果を受け継ぎつつ、今後予想される障がい者数の増加や、障がい者の社会参加意欲の一層の高まり、法制度改正等に迅速・的確に対応し、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がい全ての方々が、地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていくための指針として策定します。

### (2) 計画の性質

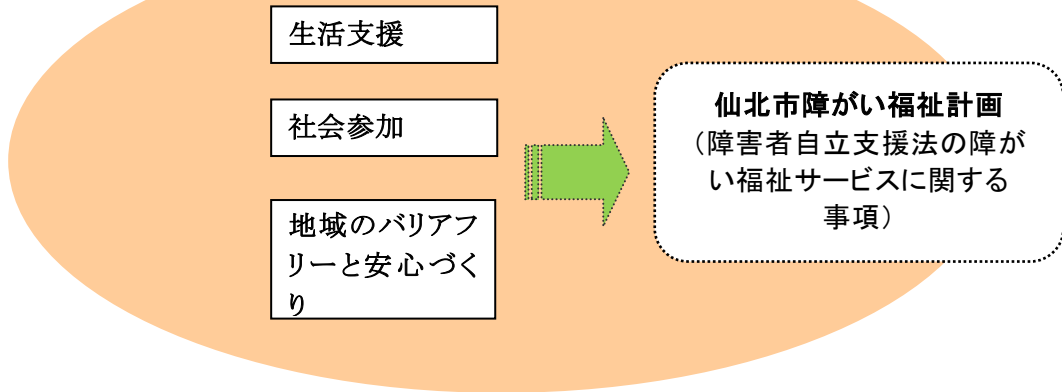
#### ①計画の位置づけと期間

仙北市障がい者計画は、障害者基本法第9条第3項に基づき障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定めます。また、障害者自立支援法第88条に基づき自立支援給付・地域生活支援事業の事業量やその確保策を定める計画として、障がい福祉計画があり、この2計画が仙北市の障がい者施策の方向を示すものです。

計画期間は、障がい者計画は平成24年度から29年度までの6年とします。障がい福祉計画については、平成20年度までを第1期、平成23年度までを第2期計画として策定されておりますが、新たに平成24年度から平成26年度までの3年間を第3期計画として策定します。

■障がい者計画と障がい福祉計画の関係

# 仙北市障がい者計画



■計画期間

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障がい者計画	[Yellow bar]					
障がい福祉計画	第3期			第4期		
障害者総合福祉法 (仮称)		施行予定	[Dotted line with arrow]			

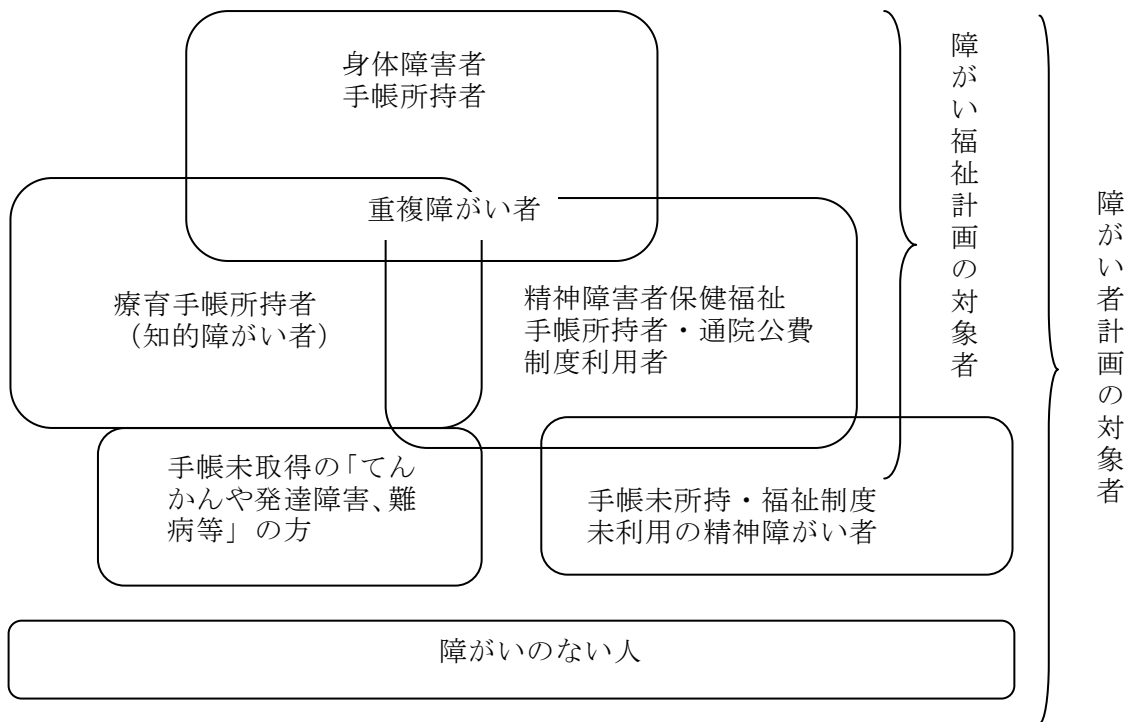
## ②計画の対象者

障がい者計画は、障がい者だけでなく、全市民を対象とした、全市民のための計画です。

「障がい者」の言葉の範囲は、障害者基本法第2条では「身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方」とされていますが、障害者基本法は、平成5年の制定時に国会の附帯決議で、てんかんや発達障がい、難病等に起因する障がいのある方も対象とすることが明示されており、これらの方も障がい者計画の「障がい者」とします。

一方、障がい福祉計画は、自立支援給付（介護給付・訓練給付）・地域生活支援事業等のサービスを受ける方を対象とします。

## ■計画の対象者



### ③障がい者施策と介護保険制度との関係

障がい者施策と介護保険制度は、共通するサービスについては、65歳以上の高齢の障がい者や、特定疾病（脳血管疾患等）に起因する40～64歳の障がい者に対しては、介護保険制度が優先され、制度の目的、機能等が異なるものについては障がい者施策で実施されます。



## I. 2 策定の背景と推進方策

### (1) 計画策定の背景

障がい者への総合的な施策を法的に定めるものが、障害者基本法です。障害者基本法は、昭和45年に制定された心身障害者対策基本法が平成5年に大幅に改正されてできたもので、障がい者の「自立と社会参加」の理念が打ち出されるとともに、精神障がい者が医療の対象としての患者から、生活面、福祉面の施策の対象である「障がい者」としてはじめて位置づけられました。

また、平成23年度には障害者基本法の一部が改正され、自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的、計画的に推進することになりました。

#### ■障害者基本法と障がい者計画の流れ

		昭和45年	昭和57年	平成4～5年	平成7～8年	平成14年	平成23年
基本法		心身障害者対策基本法		障害者基本法			障害基本法改正
福祉分野の個別法		身体障害者福祉法（昭和24年） 知的障害者福祉法（昭和35年。当時は「精神薄弱者福祉法」） 児童福祉法（昭和22年） 精神保健福祉法（昭和25年。当時は「精神衛生法」） 障害者自立支援法（平成18年）					
基本計画	国		障がい者対策に関する長期計画	障がい者対策に関する新長期計画	障害者プラン	障害者基本計画・重点実施5か年計画	
	市町村					市町村障害者基本計画 旧角館町、旧田沢湖町、旧西木村ともに平成14年度に策定	

一方で、国では、こうした法制度の整備とともに障がい者施策を具体化するための計画を順次策定しています。まず、昭和57年に「国連障害者の十年」の国内行動計画として、「障害者対策に関する長期計画」が策定され、その後、「障害者対策に関する新長期計画」と、その重点施策実施計画としての「障害者プラン」が策定されました。

保健福祉サービスの面では、平成15年度から身体障がい者（児）と知的障がい者（児）の福祉制度として支援費制度が導入され、市町村がサービス内容を決定する従来の措置制度に変わって、利用者自らがサービスを選択し、事業者・施設と個別に契約し、サービスを利用する仕組みとなりました。

また、精神障害者保健福祉サービスも、平成14年度から都道府県主体のサービス提供から市町村に権限移譲が進んでいます。

これらは、できるだけ身近な地域で行政サービスを提供するという「地方分権」の流れや、もともと戦後の生活困窮者の救済策としてスタートしたわが国の福祉制度を今日の福祉ニーズの変化に対応した制度に改革していくという、「社会福祉基礎構造改革」の流れの中で行われているものです。

そして、これらにより、ホームヘルプサービスをはじめとする在宅介護サービスの利用拡大や、グループホーム等生活の場の整備が進み、障がい者の自立促進につながっています。

平成17年10月、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、障害者自立支援法が成立しました。これは、障害者基本法を上位法に、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法という4つの個別法のうち、サービス給付に関する部分を一元化し、障がい保健福祉の総合化や自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保を目指すものです。

## (2) 計画の策定・推進体制

### ①平成18年度～平成20年度（第1期）

計画の策定にあたっては、障がい関係者、保健医療福祉関係者、サービス提供事業者、行政関係者等からなる「仙北市障害者計画等策定委員会」を設置し、協議を重ねて策定しました。

また、計画の策定にあたり、仙北市に居住する身体障害者手帳所持者の50%（無作為抽出）、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者は全員を対象にしたアンケート調査を、平成18年11月下旬～12月中旬に実施しました。また、仙北市の利用者がいる事業者に、新体系への移行等についての考え、サービス提供体制等に関するアンケート調査を行いました。

### ②平成21年度～平成23年度（第2期）

計画の見直しにあたっては、地域自立支援協議会で、協議を重ねて策定しました。また、在宅で障害福祉サービスを利用している方と仙北市療育訓練事業や障がい者行事の参加者にアンケート調査を平成20年11月下旬～12月中旬に実施しました。

仙北市民の利用者がいる事業者には、新体系への移行等についての考えやサービス提供体制等に関するアンケート調査を平成20年7月～8月に行いました。

障害者計画は、障害者だけでなく、全市民を対象にした、全市民のための計画であるという視点から市内に意見を伺いました。今回はその後の状況の変化による見直しについての意見を伺い、また計画の着実な推進を図るため、関係機関等と連携して定期的に協議を行いました。

③平成24年度～平成26年度（第3期）

障害者自立支援法が施行されてから5年が経過し、障がい者が地域で自立した生活を支援するさまざまなサービスや意識は、かなり浸透してきているようですが、まだ十分ではありません。こうした状況の問題点を探るため、サービス事業所や関係機関、各種福祉団体等から現状の聞き取り等を行いながら策定を進めていきます。

計画策定にあたっては、地域自立支援協議会委員に「仙北市障がい者計画等策定委員会」を委嘱し、障がい者計画及び第2期障がい福祉計画の推進状況を参考として幅広く意見を伺いながら進めていきます。



## I. 3 計画の推進方向

### (1) 基本とする考え方

#### ①基本視点

障がいは誰にとっても身近なものですが、そのことに気がつきにくい面があります。障がいのある人もない人も障がいについてもっとよく知ることが、ノーマライゼーション（※用語説明）の考え方を広め、地域で共に育ち、暮らすために不可欠です。

そのためには、障がいをマイナス面で分類するのではなく、障がいごとの特性や年齢や生活様式等その人を取り巻く環境からとらえることが大切です。

#### ■基本視点

- 地域で共に暮らすこと
- 障がいを身近な問題ととらえ、考えたり、わかり合うようにすること
- 障がいの種類や程度、年齢等による個性や特性に配慮すること

#### ②計画の理念

仙北市総合計画における健康福祉部門の目標は、『すべての命を慈しむ健康福祉のまち』であり、交流拠点としての発展が仙北市の将来像として示されています。仙北市に暮らす障がいのある人、お年寄りや社会的にハンディキャップのある人も、また仙北市を訪れる人も、ともにいきいきとすごし、ふれあいのあるまちを目指し、本計画の理念を以下のように設定しました。

#### ■計画の理念

暮らす人、訪れる人 ともにいきいきとすごせるまちを目指して

### (2) 施策分野別の目標

#### ①生活支援〔相談・健康づくり・生活支援〕

相談した人が安心できる対応や必要な情報提供等の体制づくりと、暮らしを支援するサービス、介助者を支援する取り組み、健康づくり等を組み合わせて利用し、地域で自立した暮らしが続けられるように支援体制の充実を図ります。

## 生活支援〔相談・健康づくり・生活支援〕

### 相談・情報提供の充実

- 相談支援のネットワーク化
- 権利擁護の推進
- 広報・情報提供手段の拡充

### 健康づくりの推進

- 障がいの早期発見・予防
- 健康づくり

### 生活支援の推進

- 障がい福祉サービスの推進
- その他の支援サービスの推進
- 地域のなかで暮らすための支援

## ②社会参加〔育成・就労・社会参加〕

仙北市の子ども達がそれぞれ個性と可能性を伸ばせるように、支援が必要な子どもと家庭での育ちを保健・福祉・教育の分野が連携して支援します。

そして、すべての人が社会的に自立し、自ら様々な活動に参加して潤いある暮らしを営めるように、障がいのある人の就労支援、学習活動や交流活動への参加を支援して、共に暮らす環境づくりを推進します。

## 社会参加〔育成・就労・社会参加〕

### 育成支援

- 子育て支援・療育体制
- 学び・学校生活

### 就労の促進

- 就労を支援する取り組み

### 社会参加活動への参加促進

- 生涯学習、リクリエーション、芸術活動、まちづくり活動の推進
- まちづくりへの参画
- 障がい者団体の活動支援
- 参加しやすくするための取り組み

## ③地域のバリアフリー化と安心づくり〔相互理解・生活環境〕

毎日の暮らしを考え、障がいのある人が活動したり、暮らす上での障壁（バリア）を取り除く取り組みを進めます。これは、道路や建物・交通手段等の生活基盤をはじめ、災害や事故等の安全対策におけるハード面と、障がいに関する理解を深めるなど意識の障壁（バリア）を取り除き、地域のバリアフリー化を継続して努力していきます。

## 地域のバリアフリー化と安心づくり〔相互理解・生活環境〕

### 心のバリアフリーの推進

- 福祉教育の推進
- 相互理解と交流の推進
- 地域が支える活動の推進

### 安心できる生活環境づくりの推進

- 快適な生活環境づくり
- 安全対策
- 住まいの改善・整備

## Ⅱ．障がい者の状況

### Ⅱ.1 仙北市の人口・世帯

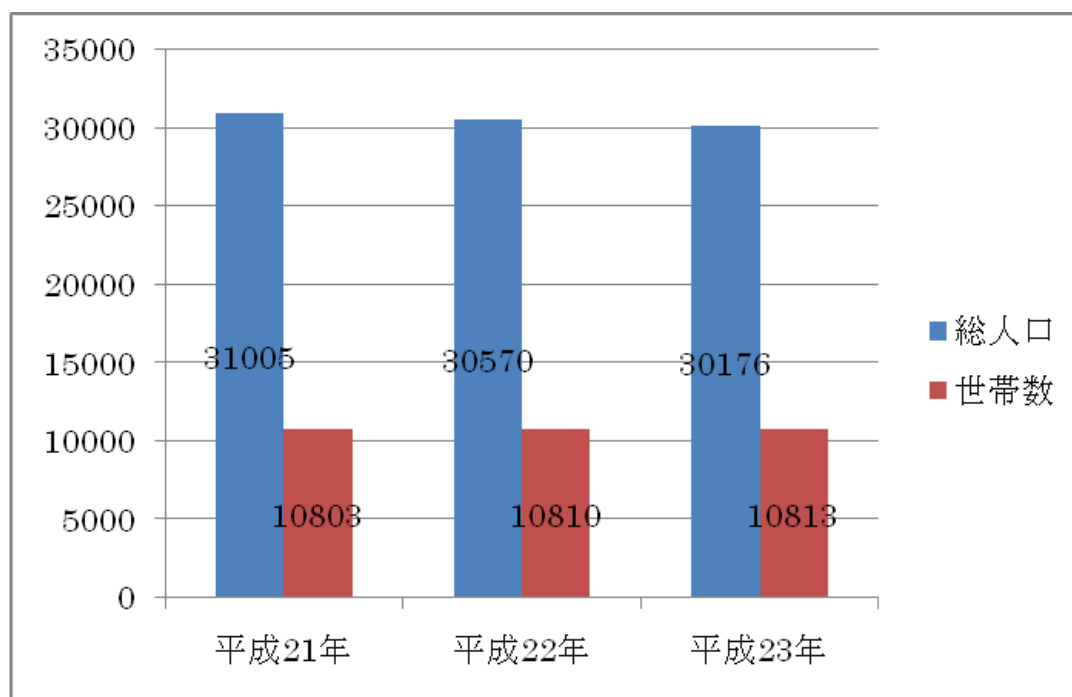
平成17年9月20日に、旧田沢湖町・旧角館町・旧西木村が合併して仙北市として新たなスタートをきってから6年半が経過しました。これからのまちづくりの方向を定めた仙北市総合計画に基づき、観光産業を活かした北東北の交流拠点都市を目指してまちづくりを進めていきます。

仙北市の総人口は年々減少しています。合併当初の平成18年は32,330人でしたが、平成23年は30,176人と、5年間で6.7%減少しています。また、世帯数は、平成21年10,808世帯、平成22年10,810世帯、平成23年で10,813世帯とほぼ横ばいです。1世帯平均人数は2.79人に低下しましたが、全国平均（平成21年国民生活基礎調査2.62人）に比べてやや高い状況です。今後もこの傾向は変わらず、ますます高齢社会化が進んでいくものと考えられます。

世帯構成（平成17年度国勢調査）は一般世帯数が10,261世帯で、そのうち単独世帯が2,139世帯で20.9%、核家族世帯が4,518世帯で44.0%と、合計すると60%を超えています。

■人口動向（各年4月1日現在）

（人・世帯）



〔住民基本台帳〕

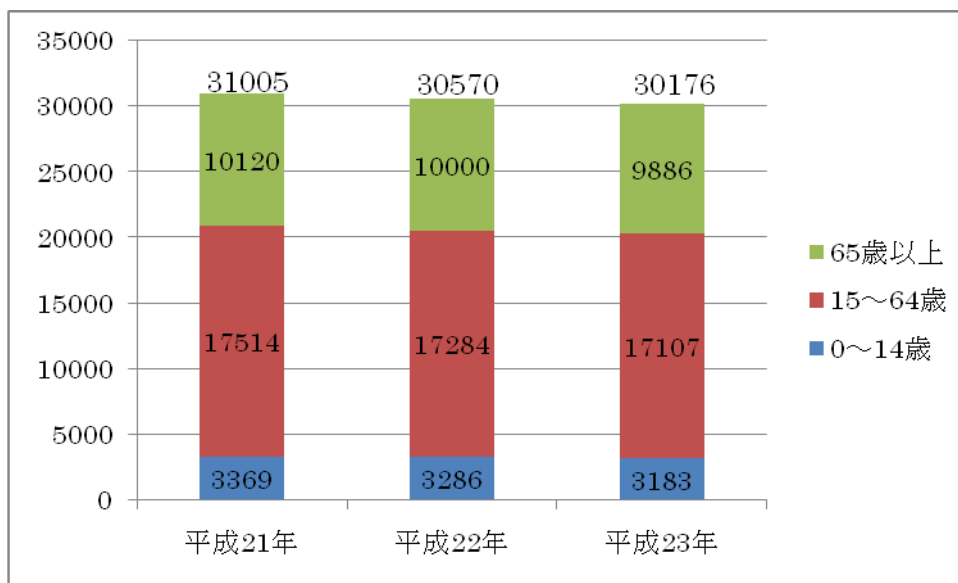
■世帯構成（平成 17 年 10 月 1 日現在）

一 般 世 帯				
10,261 世帯 (100.0%)	親 族 世 帯		非親族世帯 30 世帯 0.3%	単独世帯 2,139 世帯 20.9%
	核家族世帯 4,518 世帯 44.0%	その他の親族世帯 3,574 世帯 34.8%		

〔国勢調査〕

人口構成も近年で大きな変化はみられませんが、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口それぞれ減少傾向で推移しています。平成23年には15～64歳の生産年齢人口が56.7%となり、その一方、65歳以上の高齢者比率は32.8%で毎年0.1ポイント上昇しています。また、0～14歳の比率は10.5%で、こちらは毎年0.2ポイントずつ減少しており、少子化・高齢化が一段と進行していることが表れています。

■人口構成の動向（各年 4 月 1 日現在）



(人)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
65 歳以上	32.6%	32.7%	32.8%
15～64 歳	56.5%	55.6%	56.7%
0～14 歳	10.9%	10.7%	10.5%

〔住民基本台帳〕

地区別の人口は角館地区が44%とやや多く、田沢湖地区が38%、西木地区が18%を占めています。世帯数も同様に角館地区が多く、全体の46%を占めており、1世帯あたりの人数は角館地区が2.77人と最も少なく、西木地区は3.22人と同居世帯が多いことがうかがえます。

■地区別の人口・世帯の状況（平成23年4月1日現在）

	田沢湖地区	角館地区	西木地区	合 計
人 口 (割合)	11,432 人 (37.9%)	13,491 人 (44.7%)	5,253 人 (17.4%)	30,176 人 (100.0%)
世 帯 数 (割合)	4,073 世帯 (37.7%)	5,018 世帯 (46.4%)	1,722 世帯 (15.9%)	10,813 世帯 (100.0%)
1 世帯 平均人数	2.80 人	2.68 人	3.05 人	2.79 人

〔住民基本台帳〕

## Ⅱ. 2 障がい者数と障がい者の暮らしの状況

### (1) 障害者手帳交付状況

近年の障害者手帳交付件数は、平成21年は身体、療育、精神の3種合計で2,176件、平成23年は2,198件に増加しており、3年間で22件増加しています。手帳別では身体障害者手帳精神障害者保健福祉手帳の交付件数が増加しています。平成23年では障害者手帳所持者は2,198人で、総人口（30,176人）の7.28%に当たります。平成20年と比べると、0.51ポイントとやや増となっています。

障害者手帳のなかでは、身体障害者手帳所持者が全体の85%を占めています。

■障害者手帳交付件数の動き（各年4月1日現在）

(件) (%)

	平成21年	平成22年	平成23年
身体障害者手帳	1,849 (85.0)	1,834 (85.2)	1,884 (85.7)
療 育 手 帳	196 (9.0)	195 (9.1)	199 (9.1)
精神障害者保健 福祉手帳	131 (6.0)	122 (5.7)	115 (5.2)
3 種 合 計	2,176 (100.0)	2,151 (100.0)	2,198 (100.0)
総人口に占める 障害者の割合	6.85%	7.03%	7.28%

〔社会福祉課〕

### (2) 身体障害者手帳交付数

身体障害者手帳交付数は年々増加しており、平成21年は1,849件、平成22年は1,834件と15件やや減少しましたが、平成23年1,884件と再び増加しています。

等級では1級と4級が多く、重度（1・2級）が全体の半数を占めています。

年齢別では65歳以上が77%と半数以上を占め、18～64歳が21%と、18歳以上の所持者がほとんどとなっており、その割合は変わっていま

せん。

障がい種類は肢体不自由が67%と多く、ついで内部障害が21%で、2つの種類で全体の88%となっています。

■等級別交付数の推移（各年4月1日現在）

(件)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成21年	580	317	335	408	106	103	1,849
平成22年	581	313	334	406	100	100	1,834
平成23年	600	320	352	410	104	98	1,884

[社会福祉課]

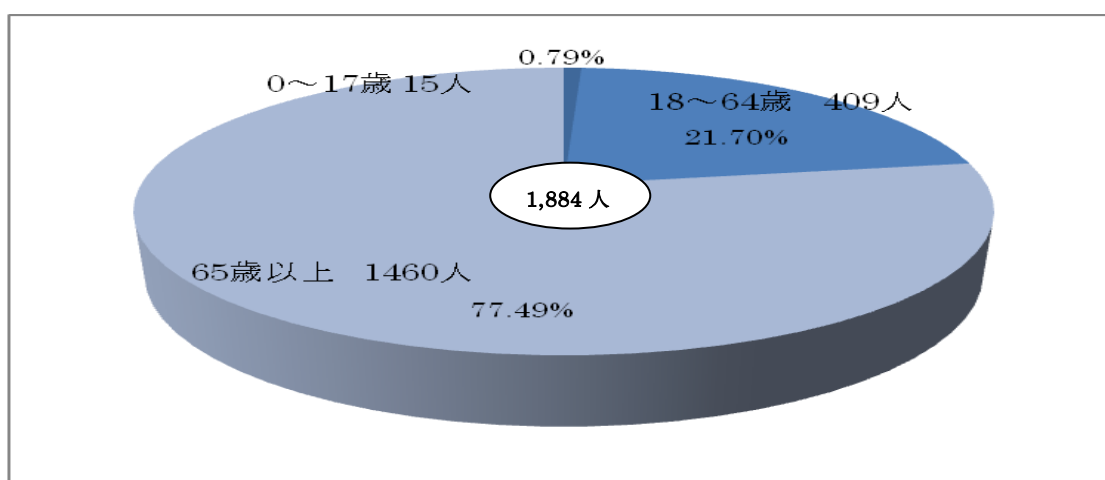
■手帳交付状況（平成23年4月1日現在）

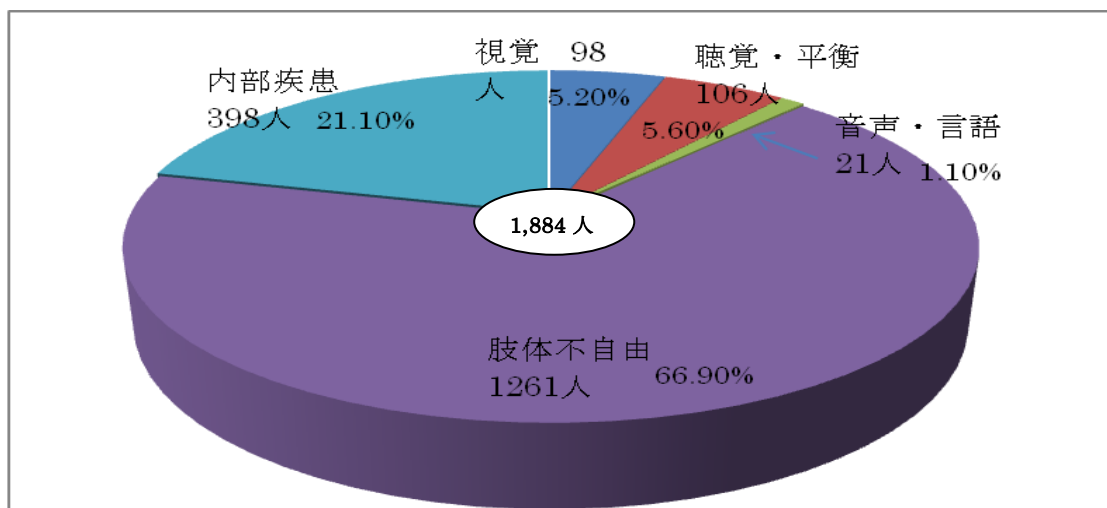
(件)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
視覚	障がい者	40	27	10	4	5	10	97	98
	障がい児	1	0	0	0	0	0	1	
聴覚・ 平衡	障がい者	3	21	17	26	2	33	102	106
	障がい児	0	0	1	2	0	1	4	
音声・ 言語	障がい者	0	1	10	10	0	0	21	21
	障がい児	0	0	0	0	0	0	0	
肢体 不自由	障がい者	277	261	251	318	97	53	1,255	1,261
	障がい児	3	2	0	1	0	0	6	
内 部	障がい者	282	3	57	51	0	0	394	398
	障がい児	2	0	2	0	0	0	4	
障がい者(18歳以上)		600	313	347	408	104	97	1,869	
障がい児(18歳未満)		6	2	3	3	0	1	15	
計		606	315	350	411	104	98	1,884	

[社会福祉課]

■年齢別・種類別交付状況（平成23年4月1日現在）





[社会福祉課]

### (3) 療育手帳交付数

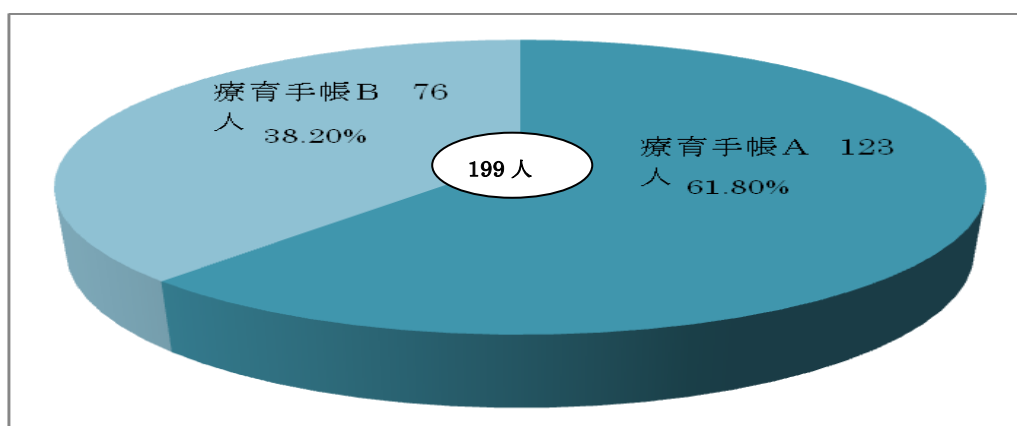
療育手帳交付件数は18歳未満が40件前後で推移していましたが、平成23年は34件とやや減少しています。18歳以上は160件となっています。種類別では療育手帳Aの件数が療育手帳Bの件数より多く、ともに微増しています。

#### ■ 交付状況（各年4月1日現在）

	平成21年	平成22年	平成23年
18歳未満	42件	43件	34件
18歳以上	154件	152件	165件
合計	196件	195件	199件

[社会福祉課]

#### ■ 等級別交付状況（平成23年4月1日現在）



[社会福祉課]

### (4) 精神障害者保健福祉手帳交付数

精神障害者保健福祉手帳は、平成7年に精神保健法が精神保健福祉法へ改正された際に創設された制度で、平成14年度から申請等の事務が市町村に移行されました。

平成18年以降は毎年交付件数が増加していましたが、平成22年は122件、23年は115件とやや減少傾向にあります。等級別では2級が5

5%を占めています。

また、精神障がいのある方がその医療に必要な費用を公費で負担する制度として、昭和40年の精神衛生法改正で新設された通院医療費公費負担制度利用者は平成22年4月1日現在250人で、手帳交付件数よりも多い状況です。この通院医療費公費負担制度は、障害者自立支援法の施行により、平成18年4月より障害者自立支援医療として実施しています。

■交付状況（各年4月1日現在）

	平成21年	平成22年	平成23年
1級	41件	31件	31件
2級	65件	61件	64件
3級	25件	30件	20件
合計	131件	122件	115件

[社会福祉課]

(5) 特定疾患医療受給者（難病患者数）

原因不明で治療法が未確立の疾病や慢性的で負担の大きい疾患を難病と呼び、そのなかで指定された疾患を特定疾患として、医療費等が一部公費負担されています。

平成23年4月1日現在の特定患者医療受給者証交付件数は198件です。小児慢性特定疾患医療受給者証交付件数は、27件となっております。

■特定疾患医療受給者証交付状況（各年4月1日現在）

	平成21年	平成22年	平成23年
特定疾患医療受給者証	168件	187件	198件
小児慢性特定疾患医療受給者証	29件	28件	27件

[地域振興局]

II.3 各種福祉サービス等の状況

(1) 障害程度区分と障害福祉サービス

① 障害程度区分

支援費制度は、障がいのある人が自らのサービスを選択し、事業者と契約してサービスを利用する仕組みとして平成15年度措置制度から移行したものです。そして、平成18年4月1日からは障害者自立支援法の施行により、障害の種類に拘らないで誰もが安心して地域で暮らせるよう障害福祉サービスがスタートしました。

障害福祉サービスには、日常的に必要な支援を受けられる介護給付と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける訓練等給付があります。このうち介護給付では、利用希望者の必要度に応じて適切なサービスが利用できるよう障害程度区分の認定が導入されました。平成23年4月1日現在の障害程度区分認定件数は、104件と、前年の平成22年より大幅に増加していますが、これは旧法の社会福祉施設が新体系に移行するため、入所者の障害程度区分認定の申請が多くなっています。

■障害程度区分認定者の状況（各年4月1日現在）

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
非該当	0 件	1 件	1 件
区分 1	8 件	5 件	5 件
区分 2	6 件	9 件	19 件
区分 3	10 件	10 件	14 件
区分 4	13 件	16 件	33 件
区分 5	11 件	12 件	16 件
区分 6	11 件	6 件	16 件
合 計	59 件	59 件	104 件

〔社会福祉課〕

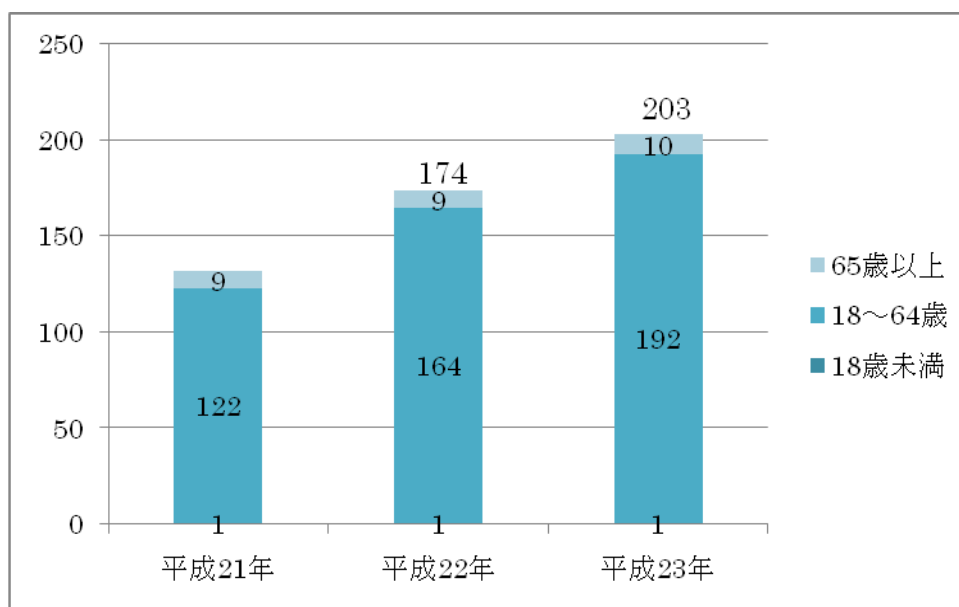
②障害福祉サービス

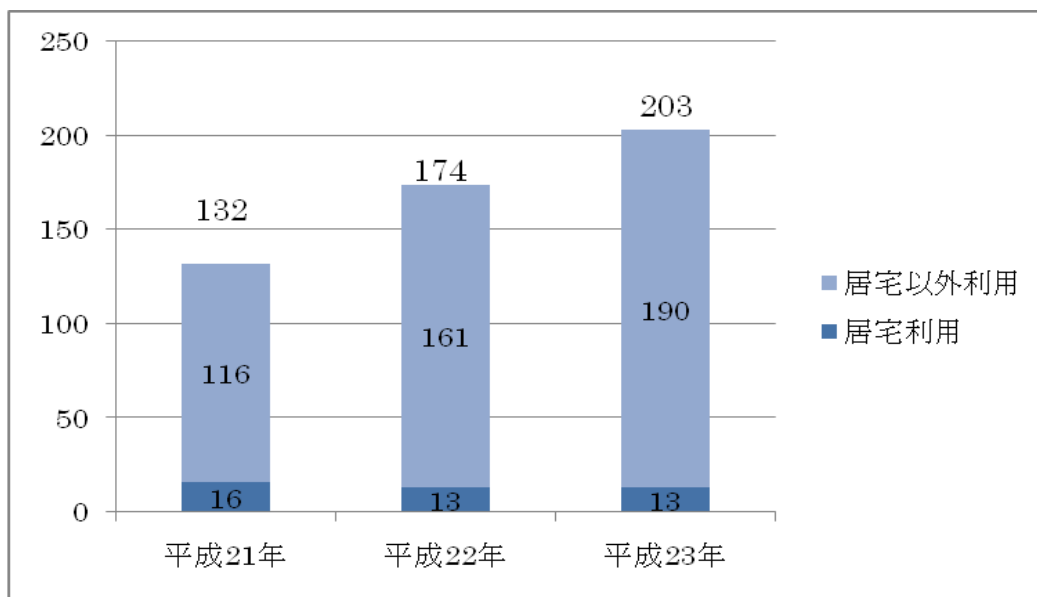
平成 18 年 4 月から障害者自立支援法の施行に伴い、障がい種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し地域で受けられるようになりました。

障害福祉サービスの利用者の年齢層は 18～64 歳の利用者が大半を占めています。利用者総計は、平成 21 年には 132 人、平成 22 年には 174 人、平成 23 年は 203 人となっています。また、居宅介護サービス利用者で、日中活動系サービスを組み合わせて利用する人が増加しています。

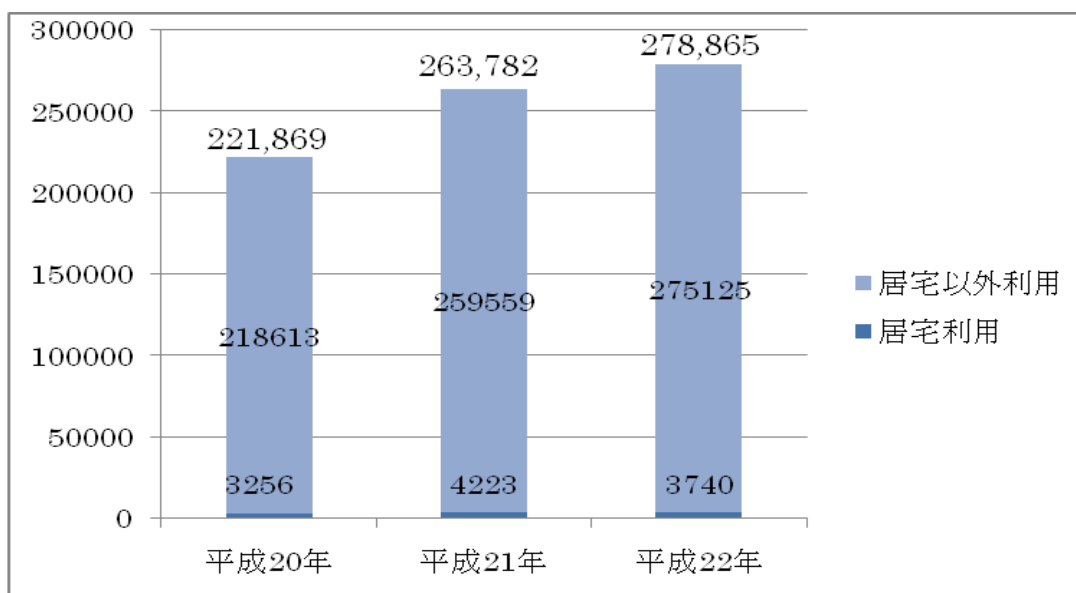
■障害福祉サービスの利用状況（各年 4 月 1 日現在）

（人）





障害福祉サービス費（年度分） (千円)



[社会福祉課]

### ③訪問系サービス

#### ・居宅介護

在宅の障がい者の身体介護、家事等の援助をするサービスで、身体障がい者と知的障がい者・障がい児が支援費制度で実施され、精神障がい者の訪問介護は福祉事業として実施してきましたが、平成18年度から障がいの区別なく居宅介護を利用できるようになりました。

#### ■給付状況（各年4月1日現在）

	平成21年	平成22年	平成23年
居宅介護	16人	13人	13人

[社会福祉課]

### ■利用状況

	平成 21 年度		平成 22 年度	
	延利用者	延時間	延利用者	延時間
居宅介護	176 人	2,270 時間	156 人	1,643 時間

[社会福祉課]

## ④日中活動系サービス

### ・生活介護・自立訓練・就労継続支援等

障害者自立支援法施行後のサービスでは、障がいの区別なく日中の活動を支援しています。生活介護は、入所施設が新体系に移行したことで、平成 21 年は 37 人、平成 22 年は 38 人となり、年々増加しています。就労継続支援 B 型も市内の事業所を利用する障がい者が増加しています。

### ■給付状況（各年 4 月 1 日現在）

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
生活介護	35 人	43 人	66 人
自立訓練（機能訓練）	1 人	1 人	0 人
自立訓練（生活訓練）	3 人	3 人	4 人
就労継続支援（B 型）	28 人	33 人	41 人
合 計	67 人	80 人	111 人

[社会福祉課]

### ■利用状況

	平成 21 年度		平成 22 年度	
	延利用者	利用量	延利用者	利用量
生活介護	448 人	9123 日	535 人	10,842 日
自立訓練（機能訓練）	12 人	238 日	12 人	236 日
自立訓練（生活訓練）	25 人	317 日	44 人	666 日
就労継続支援（B 型）	383 人	6317 日	432 人	6,639 日

[社会福祉課]

### ・短期入所

本人の心身の状況、家族の疾病や急用時に一時的に施設等に入所して日常生活機能の訓練や日常的な世話を受けるサービスであり、介助者の負担軽減にもなっています。身体障がい者の利用が多くを占めています。利用者は、生活環境の変化を理由に施設入所支援に移行する方も見受けられ、平成 21 年からは、利用量は減少していますが、不定期の利用が見られます。

自立支援法施行前は、日帰りのショートステイの利用が含まれており、平成 18 年 10 月からは地域生活支援事業の日中一時支援事業（放課後支援）で実施しています。

■給付状況（各年4月1日現在）

	平成21年	平成22年	平成23年
短期入所	0人	1人	0人

■利用状況

	平成21年度		平成22年度	
	延利用者	利用量	延利用者	利用量
短期入所	9人	104日	5人	145日

〔社会福祉課〕

・生活介護

自立支援法施行以前は、デイサービスセンターに通所し日常生活動作の訓練や趣味の活動、食事等の世話を受けるものでした。平成18年10月からは、障害福祉サービス就労継続支援と地域生活支援事業に移行し、平成19年度からは、障害福祉サービス生活介護で給付しています。児童デイサービス事業は事業所が市内にないため、市では療育訓練事業を行っています。

⑤居住系サービス

・共同生活介護・共同生活援助

グループホームやケアホームは、介護や援助が必要な障がい者が4～5人で共同生活するもので、地域移行に伴い全国的にも増えています。グループホームの利用者数は平成21年の10人から平成22年は11人に増加していますが、平成23年は9人に減少しました。また平成23年10月から家賃を助成する法律改正が施行されたことから、今後利用者が増えることが予想されます。この他に福祉ホームの利用者が1人みられます。

■給付状況（各年4月1日現在）

	平成21年	平成22年	平成23年
共同生活介護（CH）	1人	2人	2人
共同生活援助（GH）	10人	11人	9人

〔社会福祉課〕

・施設入所支援

障がい者の入所施設については、身体障害者では更生施設、療護施設、授産施設の3種、知的障がい者では更生施設、授産施設、知的障がい者通勤寮が支援費制度サービスとなっていました。このうち、新体系に移行した入所施設で夜間の居住生活を支援するサービスとして、入浴や排せつ食事等の介護を、行っています。また旧法施設は、平成23年度で新法（障害者自立支援法）に移行することになっています。

給付状況（各年4月1日現在）

	平成21年	平成22年	平成23年
施設入所支援	27人	33人	50人

〔社会福祉課〕

## ⑥旧法施設支援費

新体系に移行していない施設は、平成24年3月末まで新体系に移行することになっています。身体障がい者では療護施設の入所者が多く、知的障がい者では更生施設の入所者が多く見受けられます。その他には入所授産施設の利用者と通勤寮の利用者がみられます。

### ■給付状況（各年4月1日現在）

	平成21年	平成22年	平成23年
入所施設	35人	29人	11人
通所施設	1人	1人	1人

〔社会福祉課〕

## (2) 補装具・日常生活用具

身体障がい者の身体機能の失われた部分を補うための器具（義手、義足、眼鏡、補聴器、車いす等）の交付と修理を行っています。平成22年度は交付件数が44件で、修理は21件となっています。

障がい者（児）の生活の利便を図るため、訓練いす、入浴補助用具、盲人用体温計、視覚障害者用ポータブルレコーダー、ストマ装具、紙おむつ等を給付しています。

障害者自立支援法の施行により、平成18年10月から補装具にかかる費用は原則1割負担（所得に応じた月額負担上限額あり）となりましたが、平成22年からは障がい者及び配偶者が非課税であれば、自己負担は無料となりました。（児に対しては従来どおり世帯の所得）、日常生活用具の支給は仙北市の実施する地域生活支援事業のなかで実施しています。

### ■給付状況

補装具		平成21年度	平成22年度
交付	18歳未満	0件	9件
	18歳以上	28件	35件
	合計	28件	44件
修理	18歳未満	1件	3件
	18歳以上	19件	18件
	合計	20件	21件

日常生活用具給付	18歳未満	6件	8件
	18歳以上	353件	443件
	合計	359件	451件

〔社会福祉課〕

### (3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者自立支援法に基づき、仙北市と近隣市町村、秋田県が協力して地域の実情に応じた事業を行います。障害福祉サービスなどと組み合わせて利用しています。

- ・相談支援事業の状況  
内容：障がい福祉に関する相談支援事業所を開設する。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
事業所数	2 件	2 件	2 件
相談件数	520 件	526 件	505 件

[社会福祉課]

事業名	住所	電話番号
仙北市障害者相談支援事業所	仙北市西木町上荒井字古堀田 47	0187-43-2288
愛仙障害者相談事業所	仙北市角館町大風呂 1-1	0187-54-2422

[社会福祉課]

- ・コミュニケーション支援事業の状況  
内容：資格、言語、音声などの障がいのある方へ手話通訳者等の派遣をする。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
延べ件数（年間）	3 件	4 件	7 件

[社会福祉課]

- ・日常生活用具給付事業の状況  
内容：重度の障がい者に、自立した日常生活を支援する用具の給付やレンタルを行う。

#### ■ 給付状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
介護・訓練支援用具	2 件	2 件	0 件
自立生活支援用具	1 件	5 件	3 件
在宅療養等支援用具	1 件	4 件	0 件
情報・意思疎通支援用具	6 件	3 件	3 件
排泄管理支援用具	289 件	344 件	406 件
住宅改修費	0 件	1 件	1 件
年間利用件数	299 件	359 件	413 件

[社会福祉課]

### (4) 医療費の助成

更生医療と育成医療、精神障害者通院医療は、平成 18 年 4 月より障害者自立支援法施行により一本化され、「自立支援医療」となり、医療費の原則 1 割を負担いただくようになりました。ただし、所得等に応じて利用負担の上限が設定され、激変緩和措置等が講じられています。

### ■受給状況

	支給要件・概要等	平成 21 年度	平成 22 年度
育成医療	18歳未満で身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。	10 件	11 件
更生医療	18歳以上の身体障害者手帳所持者に対し、社会更生を図るために必要な医療の給付を行う。	48 件	54 件
福祉医療費（高齢身体障害者・重度心身障害（児）者）	65歳以上で障害手帳4～6級所持者、療育手帳A・障害手帳1～3級所持者を対象（県）	延 42,612 件 147,288,773 円	延 40,495 件 148,282,302 円
進行性筋萎縮症者療養費等の給付	進行性筋萎縮症者の療養費（一部本人負担有り）等を公費負担する。	1 件	2 件

[地域振興局][社会福祉課][市民課]

(※育成医療は、秋田県が実施主体であるが、平成25年度から仙北市に法定移譲となります。)

## (5) 福祉手当等

常時特別な介護を要し、在宅で暮らす障がい者（児）の自立生活の基盤の確立を図るため、各種手当を支給しています。

### ■各種手当支給状況

	支給要件・概要等	平成 21 年度	平成 22 年度
特別障害者手当	在宅で暮らす常時特別な介護が必要な20歳以上の重度障がい者を対象。平成23年度月額26,340円。	64 件	68 件
障害児福祉手当	在宅で暮らす常時介護が必要な20歳未満の児を対象。平成23年度月額14,330円。	29 件	33 件
特別児童扶養手当	精神または身体に障がい（中程度以上）を有する20歳未満の障がい児を扶養している方を対象。平成23年度月額1級50,550円、2級33,670円。	65 件	64 件

[社会福祉課][子育て推進課]

## (6) その他

市内には県が任命した身体障害者相談員7人と知的障害者相談員2人が、地域の相談に対応したり、研修等に参加されており、平成22年度の相談件数は、身体障がい者が126件、知的障がい者が12件となっております。

### ■その他福祉サービスの実施状況

住宅整備資金貸付	平成 21 年度	平成 22 年度
身体障がい者の在宅生活を支えるため、その住居の増改築または改造を行う場合の資金として自力で整備を行うことが困難な市民に対し150万円を上限に貸付けを行う	0 件	0 件

(県事業)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
身体障害者相談員	7 人	7 人	7 人
知的障害者相談員	2 人	2 人	2 人

※24 年度より市町村事業として実施する。

[社会福祉課][地域振興局]

障がい児の子育てを支援する施策としては、市の事業として療育訓練事業を行うとともに、保育所・幼稚園での障がい児の受入れに対応しています。また、市内の小中学校における特別支援学級の設置状況は、市内 12 校のうち 11 校に設置されており、学級数は 17 学級となっています。

#### ■障がい児保育・特別支援教育の状況

市内小中学校の特別支援教育の状況(平成 23 年度当初)	学校数	特別支援学級設置校	特別支援学級数
	12 校	11 校	17 学級

[教育指導課]